

鳥取県立鳥取産業体育館自動販売機設置事業者募集要項

令和 7 年 1 0 月

鳥取県立鳥取産業体育館

1 目 的

この要項は鳥取県立鳥取産業体育館の自動販売機による紙コップでの清涼飲料水等の販売を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

2 提出書類の内容

本件公募に参加しようとする事業者は、別紙1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」、別紙2「設置条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

(1) 提案書

ア 提案書（様式第1号）

イ 設置場所における、次の設置機器等の投影面積の分かる図面 設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）

(2) 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット

(3) 提案書の、7 社会貢献に実績を記載する場合は、その事実が確認できる書類

(4) 会社の概要

(5) 県内で自動販売機の設置、管理、運営について5年以上の実績が確認できる書類

(6) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

(7) 納税証明書

提案書の提出日前3ヶ月以内に発行されたものであること。

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書 並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税 証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書 並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

3 鳥取県立鳥取産業体育館自動販売機設置事業者選定審査会等

(1) 審査委員は次のとおりとする。

公益財団法人鳥取県スポーツ協会事務局長、鳥取県立鳥取産業体育館館長、次長

(2) 公告の日から、自動販売機設置事業者の選定審査が終了する日までに、審査委員に働きかけ等を行った者については失格とする。

4 その他留意事項

- (1) 提出された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 書類提出後の問合せには応じない。
- (4) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。
- (5) 提出された書類や審査結果は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会情報公開規定に基づき開示することがある。
- (6) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (7) 販売数量の実績及び見込みは次のとおりである。ただし、最低数量等を保証するものではない。

年度	数量	金額
令和4年度	2, 6 0 5	2 1 9, 2 1 0
令和5年度	3, 0 4 1	2 8 1, 1 7 0

別紙 1

自動販売機設置事業者募集に係る条件等

1 概要

(1) 設置する自動販売機の種類

紙コップによる清涼飲料水等の自動販売機

(2) 設置場所（別紙参照）

設置場所は、プール棟 A の 1 台とする。（別紙参照）

2 設置期間

令和 8 年 1 月 4 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

設置期間満了後は、契約の更新及び設置期間の延長は行わない。

3 設置面積

(1) 設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）の投影面積とする。

(2) 設置面積は、自動販売機設置事業者選定後に協議し、決定する。

4 取扱料等

(1) 取扱手数料

取扱手数料は、売上額小計に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(2) 取扱手数料の納付

取扱手数料は、1 ヶ月毎に別に定める自動販売機売上報告書により報告し、指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 電力の供給

自動販売機の運転に必要な電力は施設が契約している電力を供給する。

(4) 電気料金の納付

電気料金は、体育館が個別メーターにより検針した額を請求し、指定する期日までに納付しなければならない。

別紙 2

設置条件

1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は令和 8 年 1 月 4 日に自動販売機を設置すること。

2 体育館への出入り

自動販売機への清涼飲料水等の補充、代金回収、使用済容器の回収及び自動販売機の保全補修のため、事業者が設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、建物内へ立ち入る場合は、事業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用し、来館者入退館簿に記入しなければならない。

3 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

（1）自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用

（2）電気料金を算定するための子メーターを設置する費用

子メーターは計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限る。

（3）付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等

（4）清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

4 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

5 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

6 損害賠償

事業者は、設置した自動販売機により、体育館又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

7 改善の要求

体育館は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してそ

の改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 自動販売機の管理等が不適當であるとき。
- (2) 販売する清涼飲料水等の種類が不適當であるとき。

8 法令、諸規則の遵守等

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、体育館管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。
- (2) 自動販売機の設置に当たっては、地震等による転倒を防止するため、原則として J I S 規格「J I S B 8 5 6 2 : 1 9 9 6 自動販売機据付基準」及び清涼飲料自販機協議会作成「自動販売 機据付基準」を順守すること。

9 容認事項

- (1) 当施設は、施設管理のため年1回程度の停電作業を行う。
- (2) 当施設が施設管理のため、自動販売機の移動等を事業者に依頼することがある。

10 権利譲渡等の禁止

事業者は、書面による承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。